

# ○放課後等デイサービス給付費

基本部分		注												
		利用者の数 が利用定員 を超える場合	配置すべき 従業者(児 童発達支援 管理責任者 又は 除く)の員 数が基準に 満たない場 合(1日につ き)	児童発達支 援管理責任 者の員数が 基準に満た ない場合(1 日につき)	通所支援計 画が作成さ れない場合	開所時間減 算	自己評価結 果等未公表 減算	身体拘束廃 止未実施減 算	児童指導員 等追加加算 (1日につき)	専門的支援 加算 (1日につ き)	看護職員加 配加算 (1日につ き)	共生型サー ビス体制強 化加算		
イ 障害児 (重症心身 障害児を 除く)に授 業終了後 に行う場 合	(1)区分1 (3時間以 上)	(一)医療 的ケア児 (32点以 上)の場合	(a)定員10人以下	(2,604単位)							(1) 専門職員 (理学療法士 等)の場合 +187単位 (2) 児童指導 員等の場合 +123単位 (3) その他の 従業者の場合 +90単位	+187単位		
			(b)定員11人以上20人以下	(2,402単位)						(1) 専門職員 (理学療法士 等)の場合 +125単位 (2) 児童指導 員等の場合 +82単位 (3) その他の 従業者の場合 +60単位	+125単位			
			(c)定員21人以上	(2,302単位)						(1) 専門職員 (理学療法士 等)の場合 +75単位 (2) 児童指導 員等の場合 +49単位 (3) その他の 従業者の場合 +36単位	+75単位			
	(二)医療 的ケア児 (16点以 上)の場合	(a)定員10人以下	(1,604単位)						(1) 専門職員 (理学療法士 等)の場合 +187単位 (2) 児童指導 員等の場合 +123単位 (3) その他の 従業者の場合 +90単位	+187単位				
			(b)定員11人以上20人以下	(1,402単位)					(1) 専門職員 (理学療法士 等)の場合 +125単位 (2) 児童指導 員等の場合 +82単位 (3) その他の 従業者の場合 +60単位	+125単位				
			(c)定員21人以上	(1,302単位)					(1) 専門職員 (理学療法士 等)の場合 +75単位 (2) 児童指導 員等の場合 +49単位 (3) その他の 従業者の場合 +36単位	+75単位				
		(三)医療 的ケア児 (3点以 上)の場合	(a)定員10人以下	(1,271単位)					(1) 専門職員 (理学療法士 等)の場合 +187単位 (2) 児童指導 員等の場合 +123単位 (3) その他の 従業者の場合 +90単位	+187単位				
				(b)定員11人以上20人以下	(1,069単位)				(1) 専門職員 (理学療法士 等)の場合 +125単位 (2) 児童指導 員等の場合 +82単位 (3) その他の 従業者の場合 +60単位	+125単位				
				(c)定員21人以上	(969単位)				(1) 専門職員 (理学療法士 等)の場合 +75単位 (2) 児童指導 員等の場合 +49単位 (3) その他の 従業者の場合 +36単位	+75単位				
		(四)(一) から(三) 以外の場 合	(a)定員10人以下	(604単位)					(1) 専門職員 (理学療法士 等)の場合 +187単位 (2) 児童指導 員等の場合 +123単位 (3) その他の 従業者の場合 +90単位	+187単位				
				(b)定員11人以上20人以下	(402単位)				(1) 専門職員 (理学療法士 等)の場合 +125単位 (2) 児童指導 員等の場合 +82単位 (3) その他の 従業者の場合 +60単位	+125単位				
				(c)定員21人以上	(302単位)				(1) 専門職員 (理学療法士 等)の場合 +75単位 (2) 児童指導 員等の場合 +49単位 (3) その他の 従業者の場合 +36単位	+75単位				

基本部分			注											
(2)区分2 (3時間未満)	(一)医療的ケア児 (32点以上)の場合	(a)定員10人以下 (2,591単位)	利用者の数が利用定員を超える場合	配置すべき従業者(児童発達支援責任者を除く)の員数が基準に満たない場合(1日につき)	児童発達支援管理責任者の員数が基準に満たない場合(1日につき)	通所支援計画が作成されない場合	開所時間減算	自己評価結果等未公表減算	身体拘束廃止未実施減算	児童指導員等加配加算(1日につき)	専門的支援加算(1日につき)	看護職員加配加算(1日につき)	共生型サービス体制強化加算	
	(一)医療的ケア児 (32点以上)の場合	(a)定員10人以下 (2,591単位)								(1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +187単位 (2) 児童指導員等の場合 +123単位 (3) その他の従業者の場合 +60単位	+187単位			
		(b)定員11人以上20人以下 (2,393単位)								(1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +125単位 (2) 児童指導員等の場合 +82単位 (3) その他の従業者の場合 +60単位	+125単位			
		(c)定員21人以上 (2,295単位)								(1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +75単位 (2) 児童指導員等の場合 +49単位 (3) その他の従業者の場合 +36単位	+75単位			
	(二)医療的ケア児 (16点以上)の場合	(a)定員10人以下 (1,591単位)									(1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +187単位 (2) 児童指導員等の場合 +123単位 (3) その他の従業者の場合 +60単位	+187単位		
		(b)定員11人以上20人以下 (1,393単位)									(1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +125単位 (2) 児童指導員等の場合 +82単位 (3) その他の従業者の場合 +60単位	+125単位		
		(c)定員21人以上 (1,295単位)									(1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +75単位 (2) 児童指導員等の場合 +49単位 (3) その他の従業者の場合 +36単位	+75単位		
	(三)医療的ケア児 (3点以上)の場合	(a)定員10人以下 (1,258単位)			減算が適用される月から2月目まで $\times 70 / 100$	減算が適用される月から4月目まで $\times 70 / 100$					(1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +187単位 (2) 児童指導員等の場合 +123単位 (3) その他の従業者の場合 +60単位	+187単位		
		(b)定員11人以上20人以下 (1,060単位)			3月以上連続して減算の場合 $\times 50 / 100$	5月以上連続して減算の場合 $\times 50 / 100$					(1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +125単位 (2) 児童指導員等の場合 +82単位 (3) その他の従業者の場合 +60単位	+125単位		
		(c)定員21人以上 (962単位)									(1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +75単位 (2) 児童指導員等の場合 +49単位 (3) その他の従業者の場合 +36単位	+75単位		
	(四) (一)から(三)以外の場合	(a)定員10人以下 (591単位)									(1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +187単位 (2) 児童指導員等の場合 +123単位 (3) その他の従業者の場合 +60単位	+187単位		
		(b)定員11人以上20人以下 (393単位)									(1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +125単位 (2) 児童指導員等の場合 +82単位 (3) その他の従業者の場合 +60単位	+125単位		
		(c)定員21人以上 (295単位)									(1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +75単位 (2) 児童指導員等の場合 +49単位 (3) その他の従業者の場合 +36単位	+75単位		

基本部分		注												
障害児 (重症心身 障害児を 除く)に休 業日に行 う場合	利用者の数 が利用定員 を超える場 合 又は 配置すべ き従業者(児 童発達支援 管理責任者 を除く)の員 数が基準に 満たない場 合(1日につ き)	児童発達支 援管理責任 者の員数が 基準に満た ない場合(1 日につき)	通所支援計 画が作成さ れない場合	開所時間減 算	自己評価結 果等未公表 減算	身体拘束廃 止未実施減 算	児童指導員 等加配加算 (1日につき)	専門的支援 加算 (1日につき)	看護職員加 配加算 (1日につき)	共生型サー ビス体制強 化加算				
<p>(1) 医療的ケア児(32点以上)の場合</p> <p>(一)定員10人以下 (2,721単位)</p> <p>(二)定員11人以上20人以下 (2,480単位)</p> <p>(三)定員21人以上 (2,372単位)</p> <p>(2) 医療的ケア児(16点以上)の場合</p> <p>(一)定員10人以下 (1,721単位)</p> <p>(二)定員11人以上20人以下 (1,480単位)</p> <p>(三)定員21人以上 (1,372単位)</p> <p>(3) 医療的ケア児(3点以上)の場合</p> <p>(一)定員10人以下 (1,388単位)</p> <p>(二)定員11人以上20人以下 (1,147単位)</p> <p>(三)定員21人以上 (1,039単位)</p> <p>(4) (一)から(三)以外の 場合</p> <p>(一)定員10人以下 (721単位)</p> <p>(二)定員11人以上20人以下 (480単位)</p> <p>(三)定員21人以上 (372単位)</p>	<p>× 70/100</p>	<p>減算が適用さ れる月から2 月目まで × 70/100</p> <p>9月以上連続 して減算の場 合 × 50/100</p>	<p>減算が適用さ れる月から2 月目まで × 70/100</p> <p>9月以上連続 して減算の場 合 × 50/100</p>	<p>4時間未満 × 70/100</p> <p>4時間以上6 時間未満 × 85/100</p>	<p>× 85/100</p>	<p>利用者全員に ついて、1日 につき5単位を 減算</p>	<p>(1) 専門職員 (理学療法士 等)の場合 +187単位</p> <p>(2) 児童指導 員等の場合 +123単位</p> <p>(3) その他の 従業者の場合 +60単位</p>	+187単位	<p>(1) 専門職員 (理学療法士 等)の場合 +125単位</p> <p>(2) 児童指導 員等の場合 +82単位</p> <p>(3) その他の 従業者の場合 +60単位</p>	+125単位	<p>(1) 専門職員 (理学療法士 等)の場合 +75単位</p> <p>(2) 児童指導 員等の場合 +49単位</p> <p>(3) その他の 従業者の場合 +36単位</p>	+75単位		
							<p>(1) 専門職員 (理学療法士 等)の場合 +187単位</p> <p>(2) 児童指導 員等の場合 +123単位</p> <p>(3) その他の 従業者の場合 +60単位</p>	+187単位		<p>(1) 専門職員 (理学療法士 等)の場合 +125単位</p> <p>(2) 児童指導 員等の場合 +82単位</p> <p>(3) その他の 従業者の場合 +60単位</p>		+125単位	<p>(1) 専門職員 (理学療法士 等)の場合 +75単位</p> <p>(2) 児童指導 員等の場合 +49単位</p> <p>(3) その他の 従業者の場合 +36単位</p>	+75単位
							<p>(1) 専門職員 (理学療法士 等)の場合 +187単位</p> <p>(2) 児童指導 員等の場合 +123単位</p> <p>(3) その他の 従業者の場合 +60単位</p>	+187単位		<p>(1) 専門職員 (理学療法士 等)の場合 +125単位</p> <p>(2) 児童指導 員等の場合 +82単位</p> <p>(3) その他の 従業者の場合 +60単位</p>		+125単位	<p>(1) 専門職員 (理学療法士 等)の場合 +75単位</p> <p>(2) 児童指導 員等の場合 +49単位</p> <p>(3) その他の 従業者の場合 +36単位</p>	+75単位
							<p>(1) 専門職員 (理学療法士 等)の場合 +187単位</p> <p>(2) 児童指導 員等の場合 +123単位</p> <p>(3) その他の 従業者の場合 +60単位</p>	+187単位		<p>(1) 専門職員 (理学療法士 等)の場合 +125単位</p> <p>(2) 児童指導 員等の場合 +82単位</p> <p>(3) その他の 従業者の場合 +60単位</p>		+125単位	<p>(1) 専門職員 (理学療法士 等)の場合 +75単位</p> <p>(2) 児童指導 員等の場合 +49単位</p> <p>(3) その他の 従業者の場合 +36単位</p>	+75単位
							<p>(1) 専門職員 (理学療法士 等)の場合 +187単位</p> <p>(2) 児童指導 員等の場合 +123単位</p> <p>(3) その他の 従業者の場合 +60単位</p>	+187単位		<p>(1) 専門職員 (理学療法士 等)の場合 +125単位</p> <p>(2) 児童指導 員等の場合 +82単位</p> <p>(3) その他の 従業者の場合 +60単位</p>		+125単位	<p>(1) 専門職員 (理学療法士 等)の場合 +75単位</p> <p>(2) 児童指導 員等の場合 +49単位</p> <p>(3) その他の 従業者の場合 +36単位</p>	+75単位
							<p>(1) 専門職員 (理学療法士 等)の場合 +187単位</p> <p>(2) 児童指導 員等の場合 +123単位</p> <p>(3) その他の 従業者の場合 +60単位</p>	+187単位		<p>(1) 専門職員 (理学療法士 等)の場合 +125単位</p> <p>(2) 児童指導 員等の場合 +82単位</p> <p>(3) その他の 従業者の場合 +60単位</p>		+125単位	<p>(1) 専門職員 (理学療法士 等)の場合 +75単位</p> <p>(2) 児童指導 員等の場合 +49単位</p> <p>(3) その他の 従業者の場合 +36単位</p>	+75単位
							<p>(1) 専門職員 (理学療法士 等)の場合 +187単位</p> <p>(2) 児童指導 員等の場合 +123単位</p> <p>(3) その他の 従業者の場合 +60単位</p>	+187単位		<p>(1) 専門職員 (理学療法士 等)の場合 +125単位</p> <p>(2) 児童指導 員等の場合 +82単位</p> <p>(3) その他の 従業者の場合 +60単位</p>		+125単位	<p>(1) 専門職員 (理学療法士 等)の場合 +75単位</p> <p>(2) 児童指導 員等の場合 +49単位</p> <p>(3) その他の 従業者の場合 +36単位</p>	+75単位
							<p>(1) 専門職員 (理学療法士 等)の場合 +187単位</p> <p>(2) 児童指導 員等の場合 +123単位</p> <p>(3) その他の 従業者の場合 +60単位</p>	+187単位		<p>(1) 専門職員 (理学療法士 等)の場合 +125単位</p> <p>(2) 児童指導 員等の場合 +82単位</p> <p>(3) その他の 従業者の場合 +60単位</p>		+125単位	<p>(1) 専門職員 (理学療法士 等)の場合 +75単位</p> <p>(2) 児童指導 員等の場合 +49単位</p> <p>(3) その他の 従業者の場合 +36単位</p>	+75単位
							<p>(1) 専門職員 (理学療法士 等)の場合 +187単位</p> <p>(2) 児童指導 員等の場合 +123単位</p> <p>(3) その他の 従業者の場合 +60単位</p>	+187単位		<p>(1) 専門職員 (理学療法士 等)の場合 +125単位</p> <p>(2) 児童指導 員等の場合 +82単位</p> <p>(3) その他の 従業者の場合 +60単位</p>		+125単位	<p>(1) 専門職員 (理学療法士 等)の場合 +75単位</p> <p>(2) 児童指導 員等の場合 +49単位</p> <p>(3) その他の 従業者の場合 +36単位</p>	+75単位
							<p>(1) 専門職員 (理学療法士 等)の場合 +187単位</p> <p>(2) 児童指導 員等の場合 +123単位</p> <p>(3) その他の 従業者の場合 +60単位</p>	+187単位		<p>(1) 専門職員 (理学療法士 等)の場合 +125単位</p> <p>(2) 児童指導 員等の場合 +82単位</p> <p>(3) その他の 従業者の場合 +60単位</p>		+125単位	<p>(1) 専門職員 (理学療法士 等)の場合 +75単位</p> <p>(2) 児童指導 員等の場合 +49単位</p> <p>(3) その他の 従業者の場合 +36単位</p>	+75単位
							<p>(1) 専門職員 (理学療法士 等)の場合 +187単位</p> <p>(2) 児童指導 員等の場合 +123単位</p> <p>(3) その他の 従業者の場合 +60単位</p>	+187単位		<p>(1) 専門職員 (理学療法士 等)の場合 +125単位</p> <p>(2) 児童指導 員等の場合 +82単位</p> <p>(3) その他の 従業者の場合 +60単位</p>		+125単位	<p>(1) 専門職員 (理学療法士 等)の場合 +75単位</p> <p>(2) 児童指導 員等の場合 +49単位</p> <p>(3) その他の 従業者の場合 +36単位</p>	+75単位

基本部分		注										
		利用者の数 が利用定員 を超える場合	配置すべき 従業者(児 童発達支援 管理責任者 を除く)の員 数が基準に 満たない場 合(1日につ き)	児童発達支 援管理責任 者の員数が 基準を満た ない場合(1 日につき)	通所支援計 画が作成さ れない場合	開所時間減 算	自己評価結 果等未公表 減算	身体拘束廃 止未実施減 算	児童指導員 等追加加算 (1日につき)	専門的支援 加算 (1日につ き)	看護職員加 配加算 (1日につ き)	共生型サー ビス体制強 化加算
ハ(1) 重症心身障害 児に授業終了後に行う 場合	(一)定員5人 (1,756単位)									(1) 専門職員 (理学療法士 等)の場合 +374単位 (2) 児童指導 員等の場合 +247単位 (3) その他の 従業者の場合 +180単位	+374単位	イ 400単位 ロ 800単位
	(二)定員6人 (1,467単位)									(1) 専門職員 (理学療法士 等)の場合 +312単位 (2) 児童指導 員等の場合 +206単位 (3) その他の 従業者の場合 +150単位	+312単位	イ 333単位 ロ 666単位
	(三)定員7人 (1,263単位)									(1) 専門職員 (理学療法士 等)の場合 +267単位 (2) 児童指導 員等の場合 +176単位 (3) その他の 従業者の場合 +129単位	+267単位	イ 286単位 ロ 572単位
	(四)定員8人 (1,108単位)									(1) 専門職員 (理学療法士 等)の場合 +234単位 (2) 児童指導 員等の場合 +154単位 (3) その他の 従業者の場合 +113単位	+234単位	イ 250単位 ロ 500単位
	(五)定員9人 (989単位)									(1) 専門職員 (理学療法士 等)の場合 +208単位 (2) 児童指導 員等の場合 +137単位 (3) その他の 従業者の場合 +100単位	+208単位	イ 222単位 ロ 444単位
	(六)定員10人 (893単位)									(1) 専門職員 (理学療法士 等)の場合 +187単位 (2) 児童指導 員等の場合 +123単位 (3) その他の 従業者の場合 +90単位	+187単位	イ 200単位 ロ 400単位
	(七)定員11人以上 (686単位)									(1) 専門職員 (理学療法士 等)の場合 +125単位 (2) 児童指導 員等の場合 +82単位 (3) その他の 従業者の場合 +60単位	+125単位	イ 133単位 ロ 266単位
ハ(2) 重症心身障害 児に休業日に行う場合	(一)定員5人 (2,038単位)									(1) 専門職員 (理学療法士 等)の場合 +374単位 (2) 児童指導 員等の場合 +247単位 (3) その他の 従業者の場合 +180単位	+374単位	イ 400単位 ロ 800単位
	(二)定員6人 (1,706単位)									(1) 専門職員 (理学療法士 等)の場合 +312単位 (2) 児童指導 員等の場合 +206単位 (3) その他の 従業者の場合 +150単位	+312単位	イ 333単位 ロ 666単位
	(三)定員7人 (1,466単位)									(1) 専門職員 (理学療法士 等)の場合 +267単位 (2) 児童指導 員等の場合 +176単位 (3) その他の 従業者の場合 +129単位	+267単位	イ 286単位 ロ 572単位
	(四)定員8人 (1,288単位)									(1) 専門職員 (理学療法士 等)の場合 +234単位 (2) 児童指導 員等の場合 +154単位 (3) その他の 従業者の場合 +113単位	+234単位	イ 250単位 ロ 500単位
	(五)定員9人 (1,150単位)									(1) 専門職員 (理学療法士 等)の場合 +208単位 (2) 児童指導 員等の場合 +137単位 (3) その他の 従業者の場合 +100単位	+208単位	イ 222単位 ロ 444単位
	(六)定員10人 (1,039単位)									(1) 専門職員 (理学療法士 等)の場合 +187単位 (2) 児童指導 員等の場合 +123単位 (3) その他の 従業者の場合 +90単位	+187単位	イ 200単位 ロ 400単位

基本部分		利用者数が利用定員を超える場合又は	配置すべき従業者(児童発達支援管理責任者を除く)の員数が基準に満たない場合(1日につき)	児童発達支援管理責任者の員数が基準に満たない場合(1日につき)	通所支援計画が作成されない場合	開所時間減算	自己評価結果等未公表減算	身体拘束廃止未実施減算	児童指導員等加配加算(1日につき)	専門的支援加算(1日につき)	看護職員加配加算(1日につき)	共生型サービス体制強化加算
	(七)定員11人以上											
二 共生型放課後等デイサービス給付費	(1)授業終了後に行う場合											
	(2)休業日に行う場合					4時間未満 ×70/100 4時間以上6時間未満 ×85/100						
ホ 基準該当放課後等デイサービス給付費	(1)基準該当放課後等デイサービス給付費(Ⅰ)	(一)授業終了後に行う場合				3月以上連続して減算の場合 ×50/100						
		(二)休業日に行う場合				5月以上連続して減算の場合 ×50/100						
	(2)基準該当放課後等デイサービス給付費(Ⅱ)	(一)授業終了後に行う場合					3月以上連続して減算の場合 ×50/100					
		(二)休業日に行う場合					3月以上連続して減算の場合 ×50/100					

注													
										(1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +125単位 (2) 児童指導員等の場合 +92単位 (3) その他の従業者の場合 +60単位	+125単位	イ 133単位 ロ 266単位	
													イ 児童管かつ保育士又は児童指導員の場合 +181単位 ロ 児童管の場合 +103単位 ハ 保育士又は児童指導員の場合 +78単位

※ 令和3年9月30日までの間は、基本報酬について、所定単位数の1,001/1,000に相当する単位数を算定する。

家庭連携加算(月4回を限度)	イ 1時間未満	(1回につき187単位を加算)
	ロ 1時間以上	(1回につき280単位を加算)

事業所内相談支援加算	イ 事業所内相談支援加算(Ⅰ)(月1回を限度)	(1回につき100単位を加算)
	ロ 事業所内相談支援加算(Ⅱ)(月1回を限度)	(1回につき80単位を加算)

利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)	(1回につき150単位を加算)
----------------------	-----------------

福祉専門職員配置等加算	イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)	(1日につき15単位を加算)
	ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)	(1日につき10単位を加算)
	ハ 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)	(1日につき6単位を加算)

欠席時対応加算(Ⅰ)(月4回を限度)	(1回につき94単位を加算)
※重症心身障害児を支援する場合に限り定員充足率が80%未満の場合は月8回を限度	

欠席時対応加算(Ⅱ)	(1回につき94単位を加算)
------------	----------------

注 急病等により、サービス提供時間が30分以内となった場合

特別支援加算	(1日につき54単位を加算)
--------	----------------

強度行動障害児支援加算	(1日につき155単位を加算)
-------------	-----------------

個別サポート加算(Ⅰ)	(1日につき100単位を加算)
-------------	-----------------

個別サポート加算(Ⅱ)	(1日につき125単位を加算)
-------------	-----------------

医療連携体制加算	イ 医療連携体制加算(Ⅰ)	(1日につき32単位を加算)	注 医療的ケアを必要としない利用者に対する看護であって、看護の提供時間が1時間未満である場合	
	ロ 医療連携体制加算(Ⅱ)	(1日につき63単位を加算)	注 医療的ケアを必要としない利用者に対する看護であって、看護の提供時間が1時間以上2時間未満である場合	
	ハ 医療連携体制加算(Ⅲ)	(1日につき125単位を加算)	注 医療的ケアを必要としない利用者に対する看護であって、看護の提供時間が2時間以上である場合	
	ニ 医療連携体制加算(Ⅳ)	(1)利用者が1人	(1日につき800単位を加算)	注 医療的ケアを必要とする利用者に対する看護であって、看護の提供時間が4時間未満である場合
		(2)利用者が2人	(1日につき500単位を加算)	
		(3)利用者が3人以上8人以下	(1日につき400単位を加算)	
	ホ 医療連携体制加算(Ⅴ)	(1)利用者が1人	(1日につき1,600単位を加算)	注 医療的ケアを必要とする利用者に対する看護であって、看護の提供時間が4時間以上である場合
		(2)利用者が2人	(1日につき960単位を加算)	
		(3)利用者が3人以上8人以下	(1日につき800単位を加算)	
	ヘ 医療連携体制加算(Ⅵ)	(1日につき500単位を加算)		
ト 医療連携体制加算(Ⅶ)	(1日につき100単位を加算)			

基本部分		注										
		利用者の数が利用定員を超える場合 又は 配置すべき従業者(児童発達支援管理責任者を除く)の員数が基準に満たない場合(1日につき)	児童発達支援管理責任者の員数が基準に満たない場合(1日につき)	通所支援計画が作成されない場合	開所時間減算	自己評価結果等未公表減算	身体拘束廃止未実施減算	児童指導員等追加加算(1日につき)	専門的支援加算(1日につき)	看護職員追加加算(1日につき)	共生型サービス体制強化加算	
送迎加算	イ 障害児(重症心身障害児を除く)の場合 (片道につき54単位を加算)	注1 一定の条件を満たす場合 +37単位 注2 同一敷地内の場合 ×70/100										
	ロ 重症心身障害児の場合 (片道につき37単位を加算)	注 同一敷地内の場合 ×70/100										
延長支援加算	イ 障害児(重症心身障害児を除く)の場合 (1) 1時間未満 (1日につき61単位を加算) (2) 1時間以上2時間未満 (1日につき92単位を加算) (3) 2時間以上 (1日につき123単位を加算) ロ 重症心身障害児の場合 (1) 1時間未満 (1日につき128単位を加算) (2) 1時間以上2時間未満 (1日につき192単位を加算) (3) 2時間以上 (1日につき256単位を加算)											
関係機関連携加算	イ 関係機関連携加算(Ⅰ) (1日につき200単位を加算) ロ 関係機関連携加算(Ⅱ) (1日につき200単位を加算)											
保育・教育等移行支援加算	(1回を限度として500単位を加算)											
福祉・介護職員処遇改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×84/1,000) ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×61/1,000) ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×34/1,000) ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +ハの90/100) ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +ハの80/100)	注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算との併給不可 注3 二、ホについて、令和2年度から継続して算定する場合のみ令和4年3月サービス提供分まで算定が可能										
福祉・介護職員処遇改善特別加算	(1月につき +所定単位×11/1,000)	注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善加算との併給不可 注3 令和2年度から継続して算定する場合のみ令和4年3月サービス提供分まで算定が可能										
福祉・介護職員等特定処遇改善加算	イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×13/1,000) ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×10/1,000)	注 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計										